

# **S D G s を見据えた 事業継続力強化計画・B C P 取組**

～中小企業を取り巻くリスクへの対応とさらなる企業の発展に向けて～

---

**2022年10月11日**

**三井住友海上火災保険株式会社  
営業推進部 浅田 隆司**

## ○経歴（営業・商品・営業推進）

- ・1990年（平成2年）住友海上火災保険株式会社入社
- ・東京葛飾区・足立区の損害保険・生命保険リテール営業
- ・大手電機総合メーカー担当の企業営業
- ・自動車保険商品開発（事故防止・ドライブレコーダー活用）
- ・関西地区自動車保険引受責任者
- ・自動車メーカー担当の企業営業・営業推進⇒2019年4月から営業推進部（大阪駐在）

## ○現在の業務

- ・大阪府を中心に関西圏企業（経営者）に経営リスクへの備えと企業価値向上に資する情報提供・コンサルティング活動（年200社以上）
- ・自治体様（大阪府・和歌山県および各市町村）と協業した地域課題解決
- ・商工会議所様、経営者協会様等の各経済団体との協業
- ・各種セミナー講師

### <直近講師対応>

- 3/8 和歌山経営者協会主催SDGsセミナー
- 3/9 豊中市主催SDGsセミナー
- 6/18 守口門真商工会議所主催SDGsセミナー
- 7/26 守口市主催SDGsセミナー
- 8/23・9/13 岸和田・泉佐野・貝塚商工会議所主催SDGsセミナー
- 10/19東大阪商工会議所青年研主催BCPセミナー（予定）
- 11/22和歌山商工会議所主催BCPセミナー（予定）

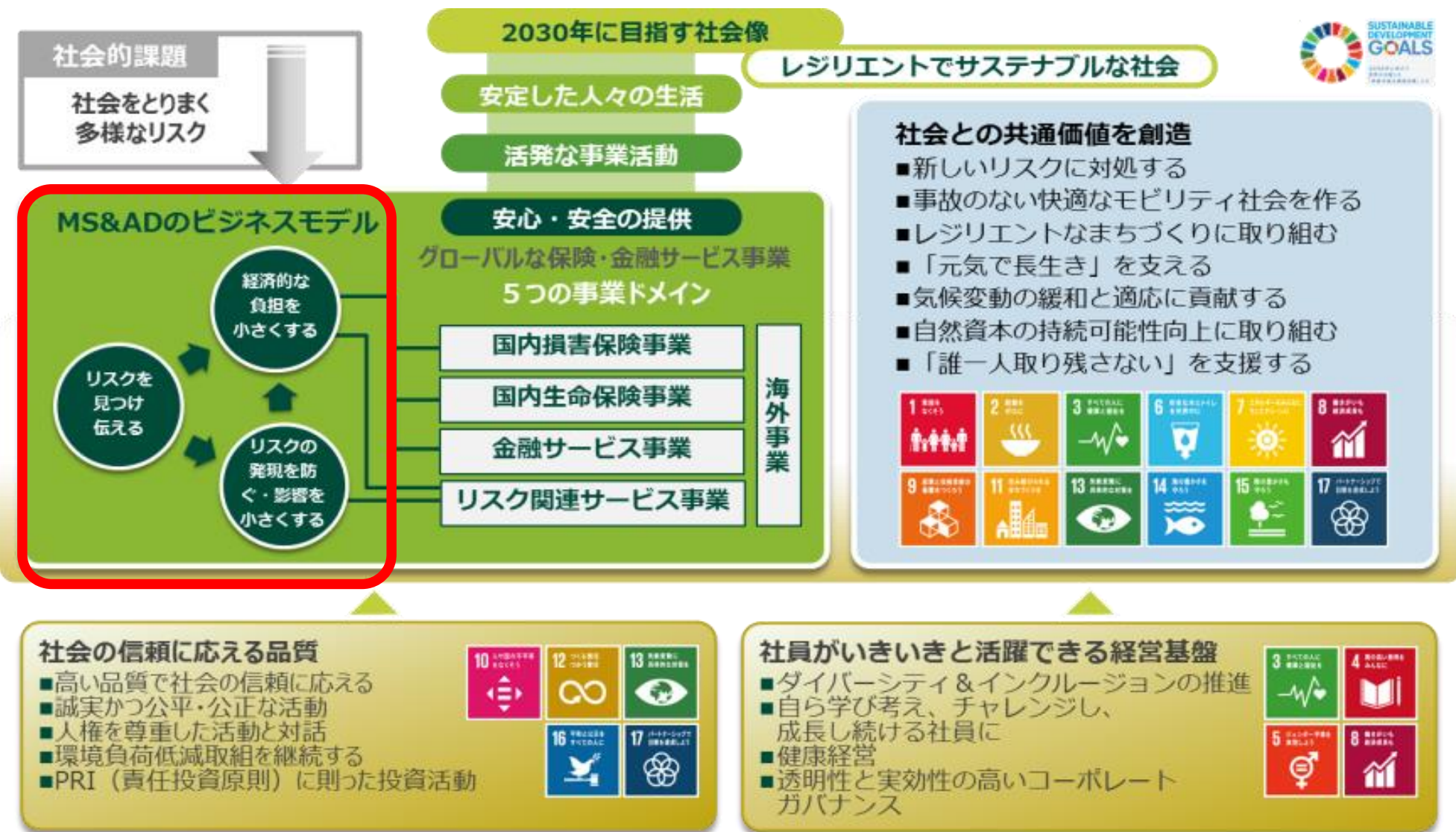
1. **SDGsとBCP**
2. **企業におけるリスクと備え**
3. **具体的なリスクへの対応事例（サイバーリスク）**
4. **事業継続力強化計画を起点としたBCPの強化  
（詳細は、第2部のインタ総研からご説明）**



# 1. S D G s と B C P

# 三井住友海上（MS&AD）のビジネスモデルとSDGs

SDGsの一環で3つの取組（①リスクを見つけ伝える②リスクを防ぎ・影響を少なくすることを提案し、③そのうえで必要で最適な保険を案内）を展開



# SDGsとは

2015年9月、国連・持続可能な開発サミットにて  
「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択



## SDGs : Sustainable Development Goals 「持続可能な開発目標」

前身：ミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals)

2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の国際目標と169のターゲットで5つの特徴がある。



**普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**

**包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し  
「**誰一人取り残さない**」

**参画型** **全てのステークホルダーが役割を**

**統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**

**透明性** **定期的にフォローアップ**

1 貧困をなくそう



## 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

2 飢餓をゼロに



## 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

3 すべての人に健康と福祉を



## すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

4 質の高い教育をみんなに



## 質の高い教育をみんなに

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

5 ジェンダー平等を実現しよう



## ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

6 安全な水とトイレを世界中に



## 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



## エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

8 働きがいも経済成長も



## 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



## 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10 人や国の不平等をなくそう



## 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

# SDGsとBCP



## 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



## 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



## つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



## 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



## 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



## パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



## 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

BCPとは、11・13の目標と直接関係するが間接的には様々な目標につながる



11 住み続けられる  
まちづくりを



## <目指すべき姿> 住み続けられるまちづくりを

<SDGsの11のゴールで盛り込まれている具体的なターゲット>

- 災害による死者や被害者数を削減し、経済損失を減らすこと
- あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行うこと

緊急事態に備えてBCPを策定することは、企業の存続と地域経済・社会の持続可能性に確実につながります。

## <ご参考> 企業がSDGsに取り組む目的（CSR→CSV）

		SDGs
	CSR (Corporate Social Responsibility) 企業の社会的責任	CSV (Creating Shared Value) 共有価値の創造
目的	企業としての責任を果たし、 顧客や株主との良好な関係を保つ	社会問題を解決して、 自社の利益を確保する
本業との 関連性	ほぼ無関係	本業自体に直結し、 日々の活動から課題を解決する
イメージ	守り	攻め

「CSR とCSVとは**似て非なるもの**です。CSVは、企業にとって負担になるものではなく、社会的な課題を自社の強みで解決することで、企業の持続的な成長へとつなげていく差別化戦略なのです。」（マイケル・E・ポーター教授）

出典：日経ビジネス

## 攻めの経営

- ◇ S D G s を道標に C S V を実践
- ◇ 企業として目指す「パーパス」（会社の存在意義）が明確
- ◇ 現在・未来に取り組む事業が持続可能なビジネス
- ◇ 取り組む事業によって地域課題・社会課題の解決に寄与
- ◇ 地域の共感を生み、地域の未来を担う企業へ  
**「攻めの経営」の支えとして B C P が必要**

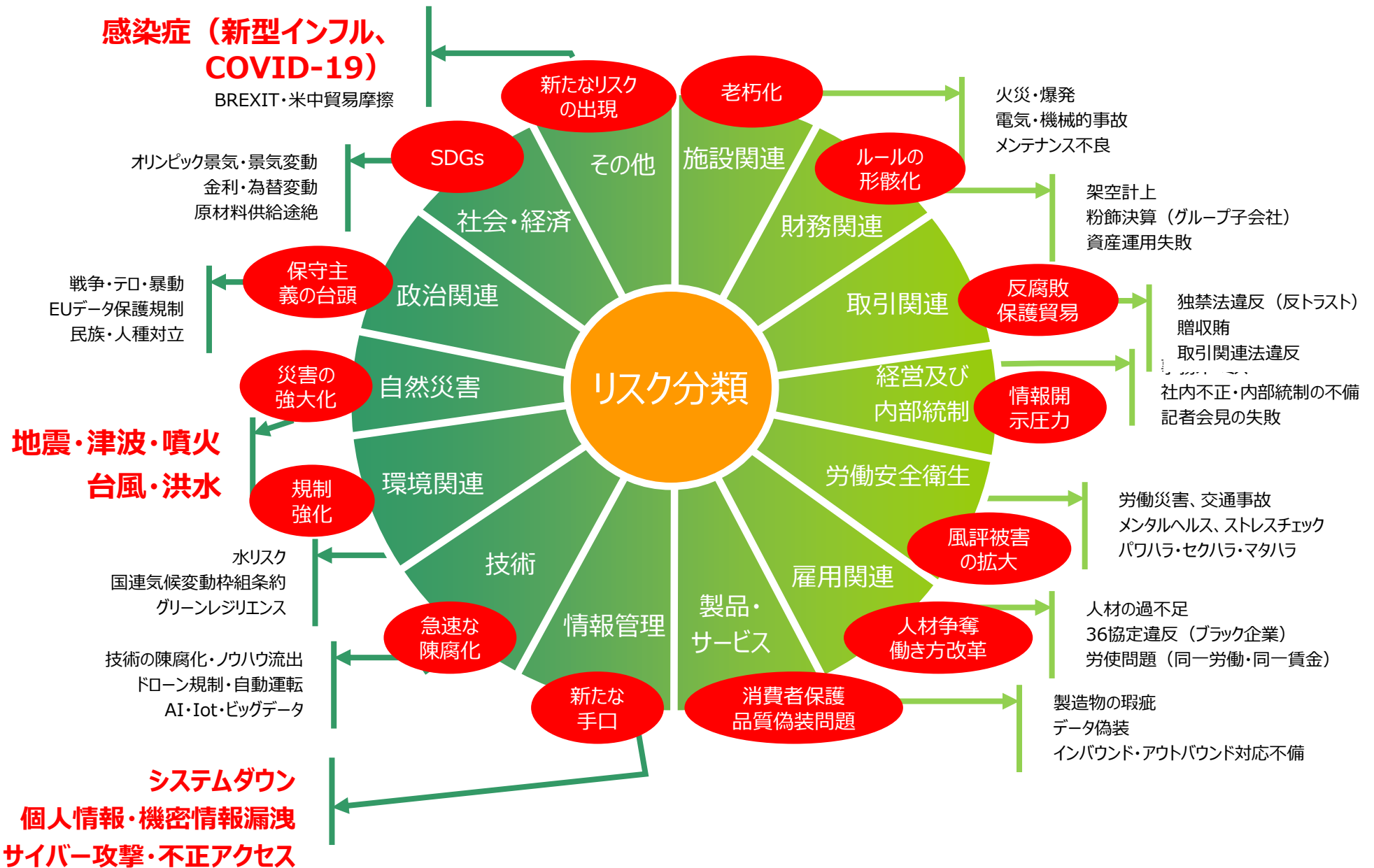
## 守りの経営（備え）

- ◇ 攻めの経営を可能にするリスクへの備えが必要
- ◇ 企業としてのリスクを完全に把握
- ◇ リスクについて対応の優先順位が明確
- ◇ 必要に応じて保険手配の選択をしている  
(リスクに応じて保険手配をする、またはあえて保険手配をしない)  
**リスクに備える過程においても B C P が重要**



## 2. 企業におけるリスクと備え

# 企業におけるリスクを考える（リスク分類）

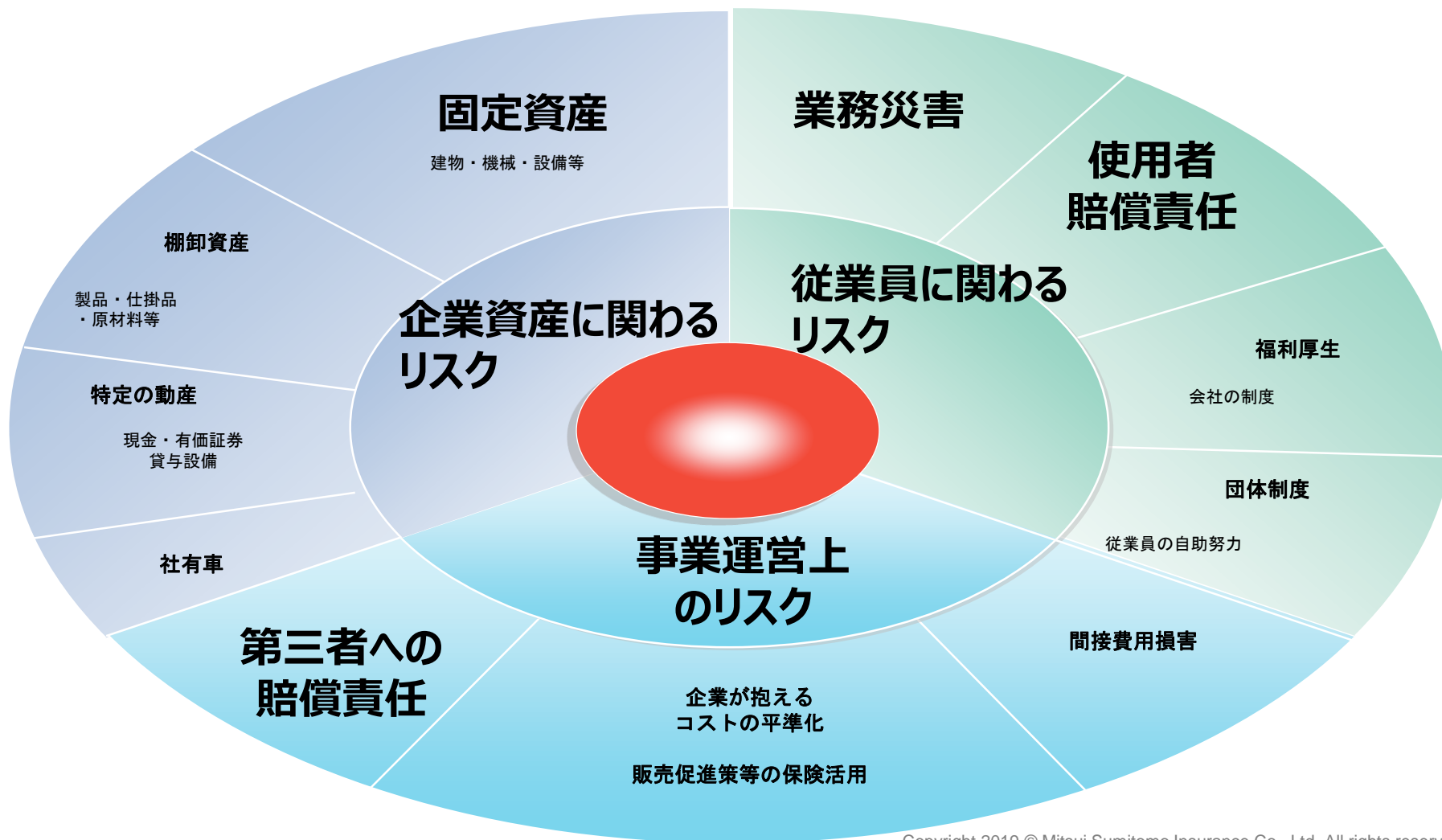


# 企業におけるリスクを考える（経営に影響のあるリスクと保険）

Step 1 : 企業リスクの全体像を把握

Step 2 : そのリスクに対して備えるべき対策を優先順位をつけて検討

Step 3 : 必要に応じて保険手配を検討



# 企業における経営リスクを考える ①

Step 2 : そのリスクに対して備えるべき対策を優先順位をつけて検討

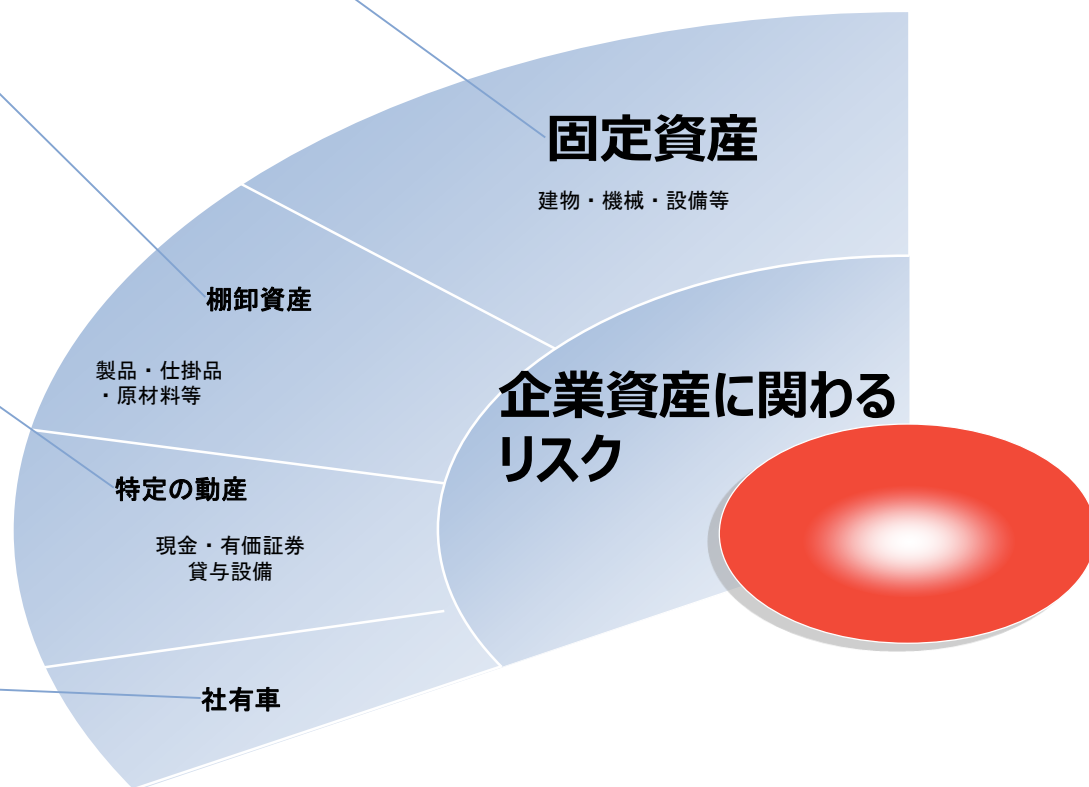
## 1. 企業資産に関わるリスク

- 火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・雪災、水ぬれ、盗難、水災、汚損等
- 地震

- 日本国内の輸送および保管中
- 国際間の輸送および保管中

- 現金、有価証券等の保管携行中
- 貸与設備
- コンピュータ本体、周辺機器、磁気ディスク等

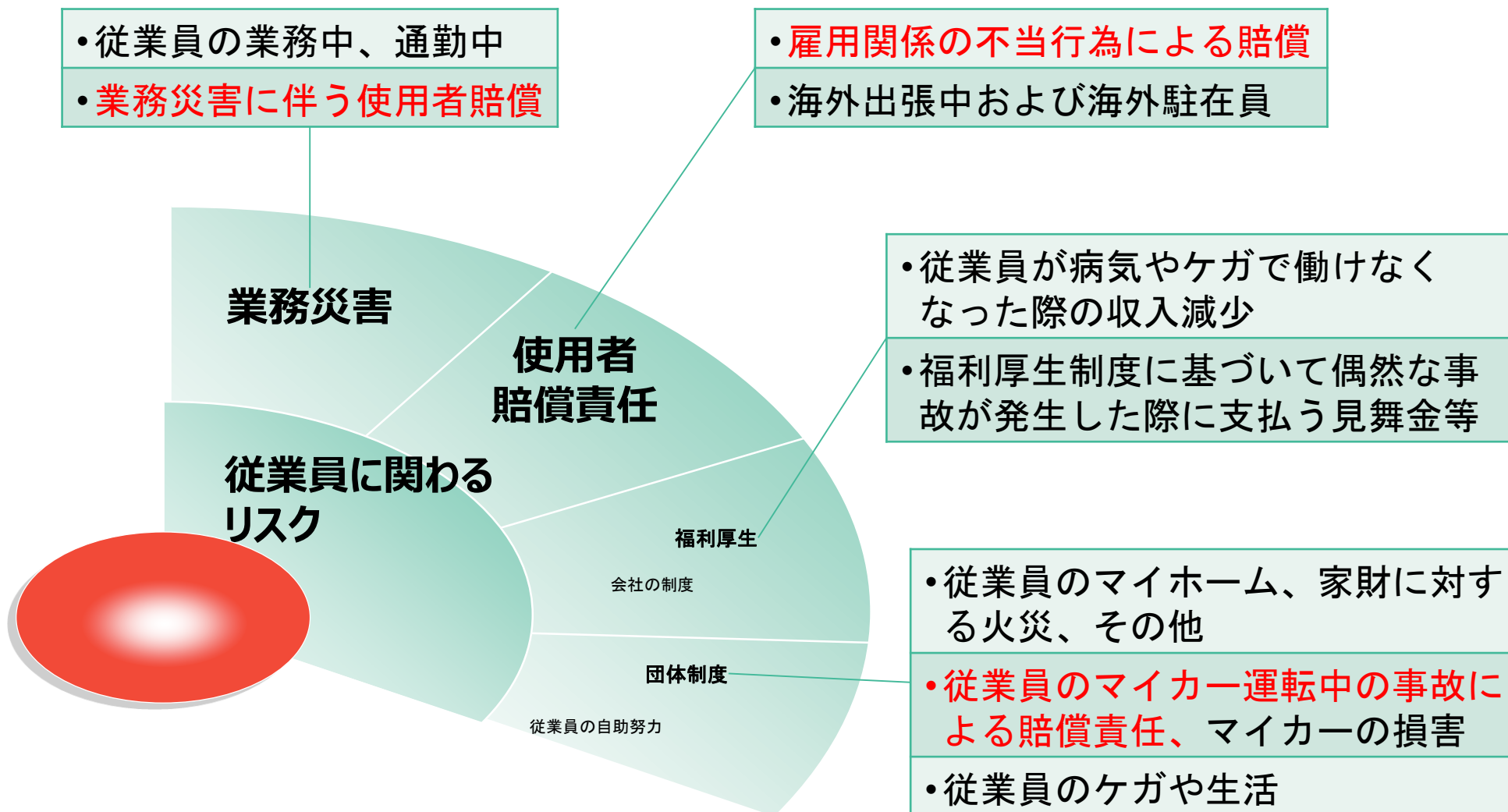
- 社有車の事故による車両破損
- 社有車使用の事故による第三者への賠償



# 企業における経営リスクを考える ②

Step 2 : そのリスクに対して備えるべき対策を優先順位をつけて検討

## 2. 従業員に関わるリスク

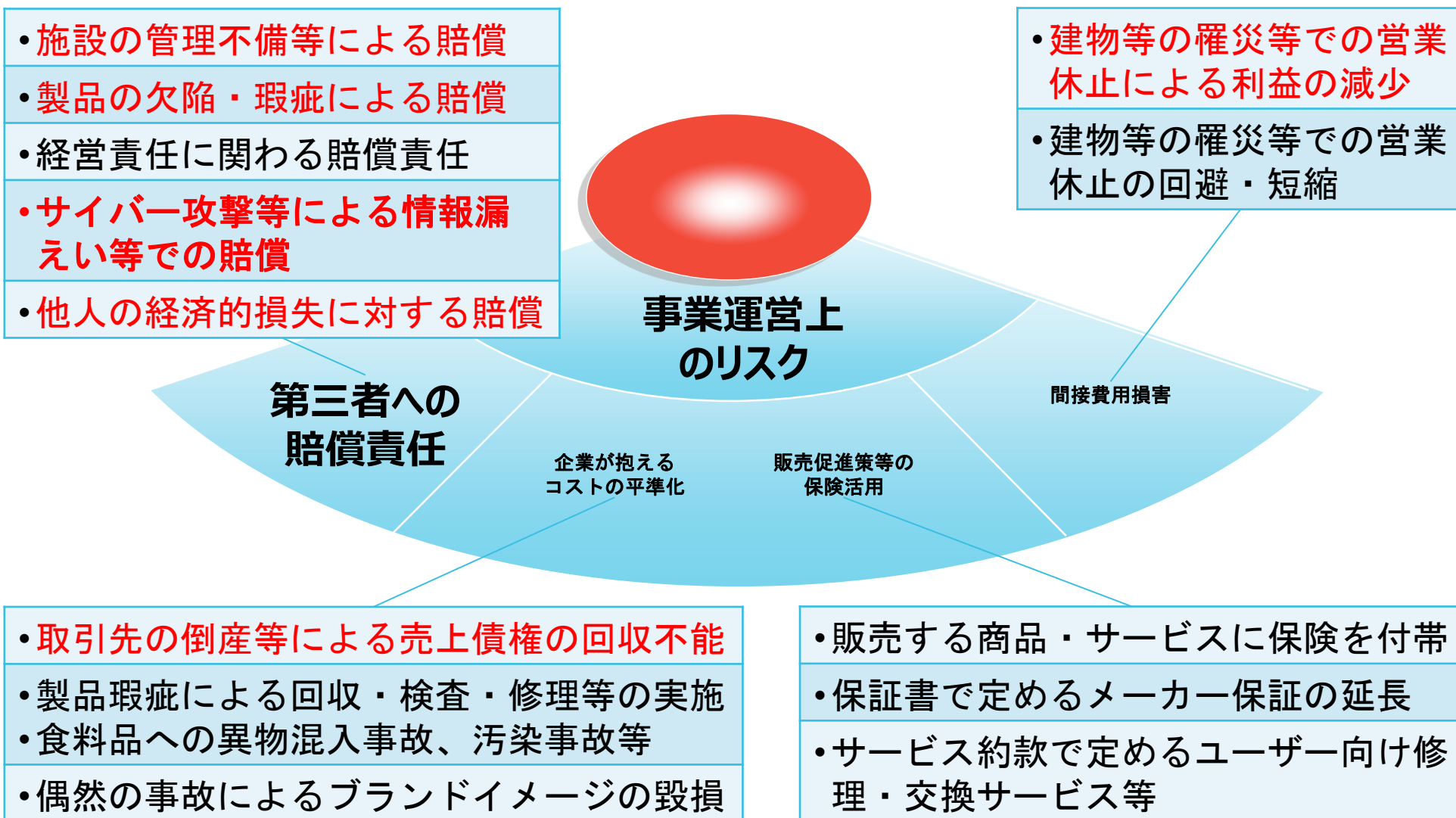




# 企業における経営リスクを考える ③

Step 2 : そのリスクに対して備えるべき対策を優先順位をつけて検討

## 3. 事業運営上のリスク



# 各リスクに備えたリスマネジメント・保険手配を確認

## Step 3 : 必要に応じて保険手配を検討

### 1 企業資産に関わる危険

1) 建物・設備 2) 機械 3) その他の資産

保険	内容
火災保険 (普通火災)	火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・雪災などの損害が対象となります。 *マルチロケーション方式の採用により、保険料の削減が可能です。
火災保険 (店舗総合)	普通火災に加え、水ぬれ、盗難、水災などが対象になります。
火災保険 (プロパティマスター)	店舗総合に加え、汚損等、その他リスクを含めてオールリスクでの補償が可能です。
自動車保険 (車両保険)	貴社所有の車両が事故により破損した場合に保険金をお支払いいたします。
動産総合保険	各種機械、現金、有価証券等の保管、使用、携行中の損害に備えます。
コンピューター総合保険	コンピューター本体、周辺機器、磁気ディスク等に生じた損害に備えます。
地震危険担保特約	地震による損害に備えます。 地震による損害はデリタティブ等の活用でカバーすることも可能です。
外航貨物海上保険	国際間を輸送する貨物の損害を補償します。

### 2 事業運営上の危険

- 休業損害時の間接損害
- 事業展開する上でのリスク
- 第三者への賠償責任

保険	内容
自動車保険	社有車使用の事故による第三者への賠償、車両損害

保険	内容
役員賠償責任保険	経営責任に係る賠償事故に備えます。
総合賠償責任保険	運送受託業務以外の賠償リスクについて総合的に補償します。

保険	内容
海外PL	輸出品の欠陥・瑕疵に起因する損害賠償 責任を補償します。
雇用慣行賠償責任	雇用関係の不当行為により賠償請求された場合に備えます。

保険	内容
コンピューター総合保険	コンピューターネットワークに関わる様々な損害に備えて

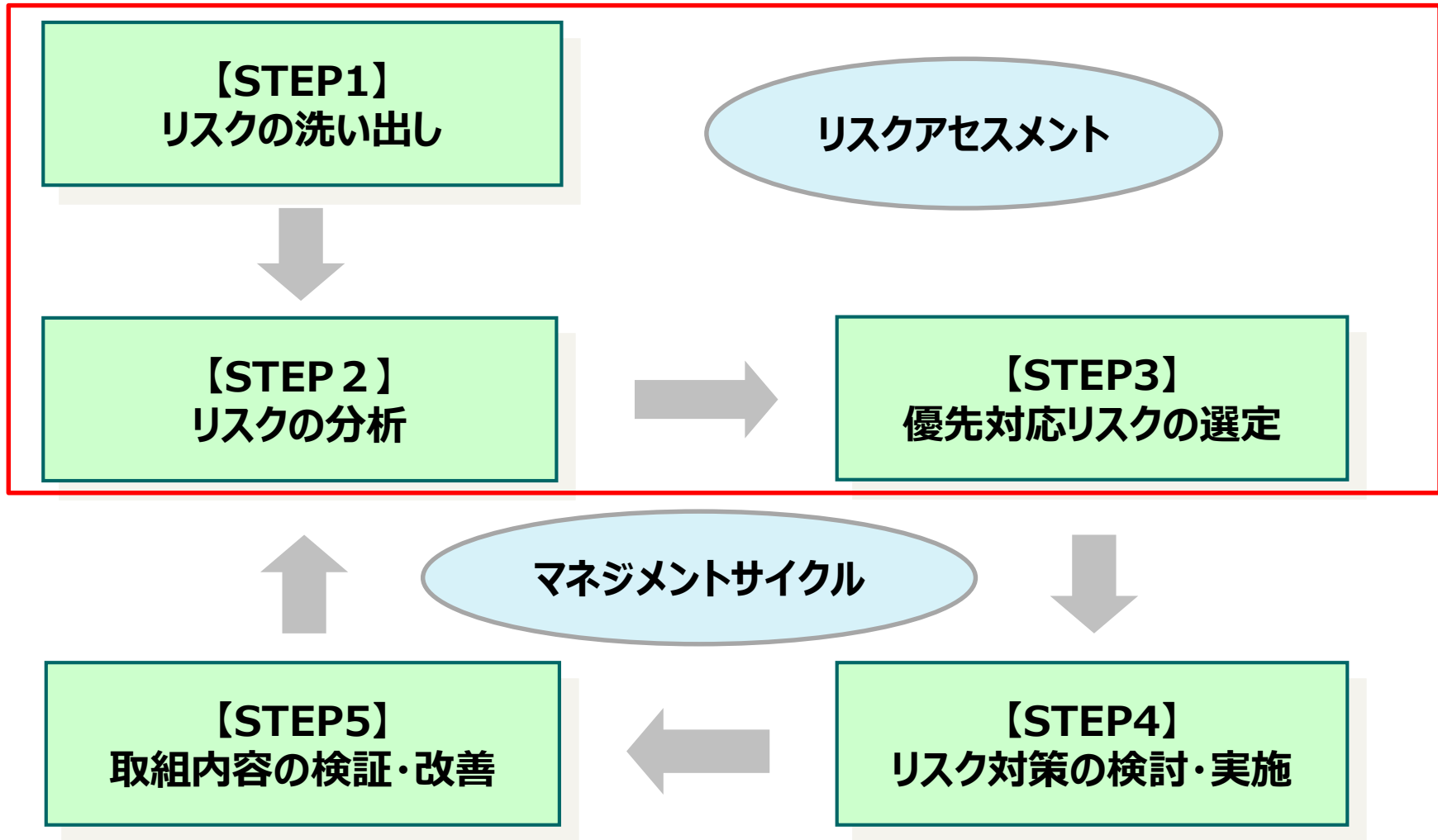
保険	内容
ブランドイメージ費用保険	ブランドイメージの毀損に伴う各種費用を補償します。
CS販促保険	自社サービスの販促のためにご加入いただく保険です。

### 3 従業員に関わる危険

保険	内容
労働災害総合保険	業務上災害に対する補償
傷害保険	すべてのケガに備えて
医療保険	ケガや病気による入院に備えて
介護保険	寝たきり、痴呆による介護費用を補償する
積立傷害保険 <団体扱積立傷害>	傷害保険の積立版
火災・長期総合保険 <団体扱火災保険>	マイホーム、家財を火災、その他の危険から守る
自動車保険 <団体扱自動車保険>	マイカー運転中の事故による第三者への賠償、マイカーの損害
年金払積立傷害保険 <団体扱年金保険>	第二の人生への備え
所得補償保険	病気やケガで働けなくなった場合の所得を補償する
海外駐在員総合保険	海外駐在員の皆様の病気・ケガ等を補償
福利厚生総合保険	災害補償規定に基づいて災害見舞金などを補償

# 経営リスクに対する最適なマネジメントサイクル

経営に大きな影響を及ぼすリスクを特定、最適なマネジメントサイクルを実行



### 3. 具体的なリスクへの対応事例（サイバーリスク）

## 具体的なリスクへの対応事例（サイバーリスクへの備え）

### <リスク環境>

- ・サイバー攻撃は5社に1社
- ・通常のセキュリティ対策では完全に防げない
- ・世界で250億の情報媒体を経由して簡単に攻撃を受ける（**標的型メール攻撃**）
- ・**踏み台攻撃による取引先の信頼と取引自体を失うリスク<リスクの転用性>**
- ・**2022年4月個人情報保護法により一定の対策が必須<法改正によるリスクの拡大>**

### <BADシナリオ想定>

- ・サイバー攻撃を受ける（被害者）
- ・取引先への攻撃を行う（加害者へ）
- ・セキュリティ対策や原因究明・再発防止が不十分であることが判明（重い責任）
- ・取引先からの取引停止
- ・個人情報保護法違反で1億円の罰金  
→会社倒産

**会社倒産に至る危険性 = 経営に直結するリスク**

### <サイバーリスクへの備え>

**リスクを認識したうえで最適な備えを実行する必要がある**

- ◇サイバー対応を日頃から社内で一貫して取り組む（標的型メール訓練）
- ◇万が一の賠償に備えて賠償保険に加入（取引先）
- ◇費用準備の備えで保険を活用（個人情報保護法）※必要に応じて利益保険の加入検討
- ※専門家の話 「中小企業はセキュリティ対策に十分費用はかけられない。まずは保険加入を」

# <ご参考> 改正個人情報保護法

- ① 2020年6月に成立し**2022年4月施行**
- ② 全ての情報漏洩に適用
- ③ ルール違反の場合には最大**1億円**の制裁金
- ④ 「被害者」「個人情報保護委員会」へ**原則報告義務化**

## サイバー被害通知義務化

個人情報漏洩の全員に企業の対応不可避

国	個人情報保護法	サイバー攻撃による漏洩	漏洩の発生・内容	報告義務
日本(現在)	○	○	①サイバー攻撃による漏洩 ②漏洩の発生・内容	○
日本(改正後)	○	○	①サイバー攻撃による漏洩 ②漏洩の発生・内容	○
米国(カリフォルニア州)	○	○	①サイバー攻撃による漏洩 ②漏洩の発生・内容	○
欧州	○	○	①サイバー攻撃による漏洩 ②漏洩の発生・内容	○

※ 改正後、サイバー攻撃による漏洩の発生・内容が漏洩の発生・内容に追加される。

<h3>1. 個人の権利の在り方</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。</li> <li>● 保有個人データの開示方法<sup>(※)</sup>について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。 (※) 現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。</li> <li>● 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。</li> <li>● 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。</li> <li>● オプトアウト規定<sup>(※)</sup>により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。 (※) 本人の求めがあれば事務的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供しない旨を明確化する。</li> </ul>	<h3>4. データ利用に関する施策の在り方</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。</li> <li>● 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。</li> </ul>
<h3>2. 事業者の守るべき義務の在り方</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合<sup>(※)</sup>に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。 (※) 一筆以上の個人データの漏えい、一筆の漏えいに関する場合に限る。</li> <li>● 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。</li> </ul>	<h3>5. ペナルティの在り方</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。 (※) 命令違反: 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 虚偽報告等: 30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金</li> <li>● データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。 (※) 個人と同額の罰金(50万円又は30万円以下の罰金) → 1億円以下の罰金</li> </ul>
<h3>3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定団体制度について、現行制度<sup>(※)</sup>に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。 (※) 現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。</li> </ul>	<h3>6. 法の域外適用・越境移転の在り方</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。</li> <li>● 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。</li> </ul>

**報告義務化**      **罰則強化**

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究・開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置(漏えい等報告、法定刑の引上げ等)を講ずる。

日経2020年7月16日

出典：個人情報保護委員会 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

# サイバー攻撃に対する「適切な体制整備」と 「不測の事態への備え」が不可欠

# <ご参考> 改正個人情報保護法 報告書記載例と保険対応

⑥発生原因	主体：■事業者 □委託先 □不明 原因：■不正アクセス □誤交付 □誤送付（メール含む） □誤廃棄 □紛失 □盗難 □従業員不正 □その他 詳細：WEBサイトに対するSQLインジェク
⑦二次被害（そのおそれを含む）の有無（被害がある場合はその内容）	有無：■有 □無 □不明 詳細：クレジットカード番号の不正利用。現時点で100件（約1,350万円）。 ※被害が無い又は不明の場合もその理由等を記載してください。
⑧公表（予定）	【事案の公表】 ■ あり（予定も含む） <u>公表（予定）平成29年6月</u> □ なし □ 未定 【公表方法 ※「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】 ■ HPに掲載 □ 記者会見 □ 記者クラブ等への資料配布 □ その他（ ）
⑨本人への対応等 ※連絡の有無及び対応内容を含む	有無：□対応済（対応中） ■対応予定 □予定なし 方法：・漏えいの事実関係等について文書を送付する。 ・顧客相談窓口を設置する。
⑩再発防止策等	・不正アクセスを受けたページを閉鎖し、新たなサイトを構築する。 ・ファイアウォールにて海外からのアクセスを遮断する。 ・サーバ環境を移転する。 ・クレジットカード情報を保持しない遷移型サイトへ移行する。

事故原因・被害範囲  
調査費用

コンサルティング  
費用

事故対応費用

見舞金・見舞品  
購入費用

再発防止費用

原因・被害範囲が不明では報告ができません！

# サイバー保険の補償内容（保険会社としてのご提案）

## サイバープロテクターの基本的な補償内容

### ① 賠償損害

サイバー攻撃に見舞われて、情報漏えいをした、もしくは取引先への製品やサービスの提供が遅延もしくは不能となったことにより、被害者から損害賠償請求された場合の補償

### ② 費用損害

サイバー攻撃によって発生した事故に対応するために必要な「原因・被害範囲調査」、「法律相談」、「データ復旧」、「広告宣伝」などにかかる必要費用の補償

### ③ 利益損害

サイバー攻撃によってシステムがダウンし、自社の営業が停止して喪失利益が生じた場合の補償



- ① 賠償損害に加えて費用・利益まで幅広い補償
- ② 2022年4月個人情報保護法改正に伴うニーズを先取り
- ③ 保険のみならず、「**事故時専門業者紹介サービス**」付き
- ④ 2021年10月改定により、「**利益損害補償特約**」を新設

▶ IT化が進む現代において、また個人情報保護法改正も受けて、企業にとって必須の保険として普及が進んでいます。



## 4. 事業継続力強化計画を起点としたBCPの強化

# 企業リスクとBCPの関係

## 事例に学ぶ A病院のサイバー事故

- ・ランサム攻撃被害
- ・電子カルテ閲覧不可
- ・新規診療受付停止等多大な影響

※日頃のBCP対応が奏功し、最悪の事態は回避

2021年(令和3年)11月8日(月曜日)

### サイバー攻撃 町立病院まひ カルテ閲覧できず

徳島県つるぎ町の町立半田病院で紙カルテを作成する職員ら(25日)

サイバー攻撃を受け、患者の電子カルテが閲覧できなくなり、新規診療受付も停止された。被害は、10月31日午後11時ごろから発生し、11月8日午前11時ごろまで続いた。被害は、10月31日午後11時ごろから発生し、11月8日午前11時ごろまで続いた。被害は、10月31日午後11時ごろから発生し、11月8日午前11時ごろまで続いた。

重要インフラ大打撃

### サイバー被害 「身代金」払わず

#### 徳島の町立病院 2億円で新システム

サイバー攻撃を受け、患者の電子カルテが閲覧できなくなり、新規診療受付も停止された。被害は、10月31日午後11時ごろから発生し、11月8日午前11時ごろまで続いた。被害は、10月31日午後11時ごろから発生し、11月8日午前11時ごろまで続いた。

サイバー攻撃を受け、患者の電子カルテが閲覧できなくなり、新規診療受付も停止された。被害は、10月31日午後11時ごろから発生し、11月8日午前11時ごろまで続いた。被害は、10月31日午後11時ごろから発生し、11月8日午前11時ごろまで続いた。

サイバー攻撃を受け、患者の電子カルテが閲覧できなくなり、新規診療受付も停止された。被害は、10月31日午後11時ごろから発生し、11月8日午前11時ごろまで続いた。被害は、10月31日午後11時ごろから発生し、11月8日午前11時ごろまで続いた。

# 事業継続力強化計画はBCP検討の絶好の機会

- 「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、対策を講じる貴重な機会（素晴らしい制度）
- 対策のポイントは、①自然リスクの想定 ②発災時の初動対応 ③事前対策の策定

## 【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

{ 連携して計画を実施する場合：  
大企業や経済団体等の連携者 }

①計画を策定し申請 ↓ ↑ ②認定

経済産業大臣  
(地方経済産業局)

認定対象事業者

- 中小企業・小規模事業者の皆様

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金（ものづくり補助金等）の優先採択
- 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表
- 認定企業にご活用いただけるロゴマーク  
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)



## 事業継続力強化計画策定による経営者の声

- ◇「強靱化法の背景を知り中小企業が自ら取り組む必要性を実感した」
- ◇「国の認定を受けることで取引先からの信頼が向上した」
- ◇「認定によりものづくり補助金を受けられる等、各種メリットを享受できた」
- ◇「自然災害のみならず感染症の備えや役員の生命保険も含めて様々な対策を講じるよい機会になった」
- ◇「資金繰りと保険の必要性を認識し必要な保険に加入できた」
- ◇「これまで対応できていなかったBCPの第一歩になった」
- ◇「今後は、継続的にBCP対策を講じていくべくさらに取組を進化させたい」

## 事業継続力強化計画策定取組事例（出典：中小機構）①協和工業

事業継続力強化計画の策定をきっかけに、企業力をさらに高めた企業の例を紹介。

- ◇企業名：協和工業株式会社
- ◇所在地：滋賀県東近江市小田苅町1790
- ◇業種：製造業（金属製品）
- ◇従業員：12名

事業継続力強化計画（ジギョケイ）の策定は、地震や台風、豪雨や豪雪等の自然災害による被害を想定し、事業を継続するための防災・減災対策を講ずることを目的に実施。一方、計画策定時に自社の事業を再検証することで、事業の効率化や自社の強みを生かした新たなる経営策を打ち出し、経営改善の目標を達成している。

### <取組のポイント>

- ・事業継続力強化計画を策定する機会に自社事業を再確認し業務の改善点を徹底調査。
- ・災害時の安全対策を検討する中、資材や製品在庫を一括管理する立体倉庫に着目。
- ・地震の大きな揺れで上部から製品が落下する可能性があったため、棚に落下防止用ネットを新たに設置。併せて、落下すると危険な重たい製品は上方の棚に並べないルールを設定。

### <取組の効果>

- ・これまで740枚あったパレットを約400枚程度に減らすことで、在庫管理業務を効率化。
- ・作業をすべてオートメーション化し、人員を最小限にすることでコスト削減に務めると同時に、災害時の人的被害を最小限に抑えることが可能に。このほかにも、万一操業停止した場合に備え約1か月分の製品在庫を常備することで、発災時でも迅速な製品出荷が可能に。

## 事業継続力強化計画策定取組事例（出典：中小機構） ②山海

- ◇企業名：株式会社 山海
- ◇所在地：島根県松江市八幡町796-40
- ◇業種：食品製造業
- ◇従業員数：106名

1972年に草津電機 株式会社のグループ企業として設立。マイクロ波乾燥による食品加工で特許を取得。乾燥錦糸卵製品は保存性と簡便性に優れていることから、外食向けや弁当の冷やし中華、ちらし寿司等に使用。

### <取組のポイント>

- ・毎日数トン単位で食品を製造している中でもし被災して操業を停止するようなことになれば、取引先であるカップ麺メーカー様の工場も止まってしまう状況をふまえ、対策着手。
- ・大手食品メーカーとのサプライチェーン維持に努めるべく新工場の建設に着手と連携による事業継続力強化計画で原材料安定供給を目指す。
- ・BCP取組の一環として、事業継続力強化計画の認定も受け、新たに新工場の建設計画を進展（新工場を建設する土地は周囲に比べ標高が高く、水害の心配がないことを確認）
- ・グループ2社との連携型を志向。3社一体となった連携型の事業継続力強化計画で実行性を高める工夫を講じた。

### <取組効果>

- ・大手食品メーカーの信頼を勝ち取るとともに、グループ会社と一体となったBCP策定が実現した。

# BCPと事業継続力強化計画

## 事業継続力の獲得と向上（目指す姿）

- ①自然災害等の脅威発生時の甚大被害発生確率減少
- ②被害発生時の迅速な対応行動の実現
- ③甚大被害発生時にも復旧可能な財務体質や支援体制の確保
- ④現実的な継続的改善のプロセスの定着

## 事業継続計画（BCP）

- ①重要業務と目標復旧時間の決定（ただし必要に応じて）
- ②事業継続戦略（復旧・代替・お互い様など）
- ③業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
- ④継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定

## 事業継続力強化計画（認定対象）

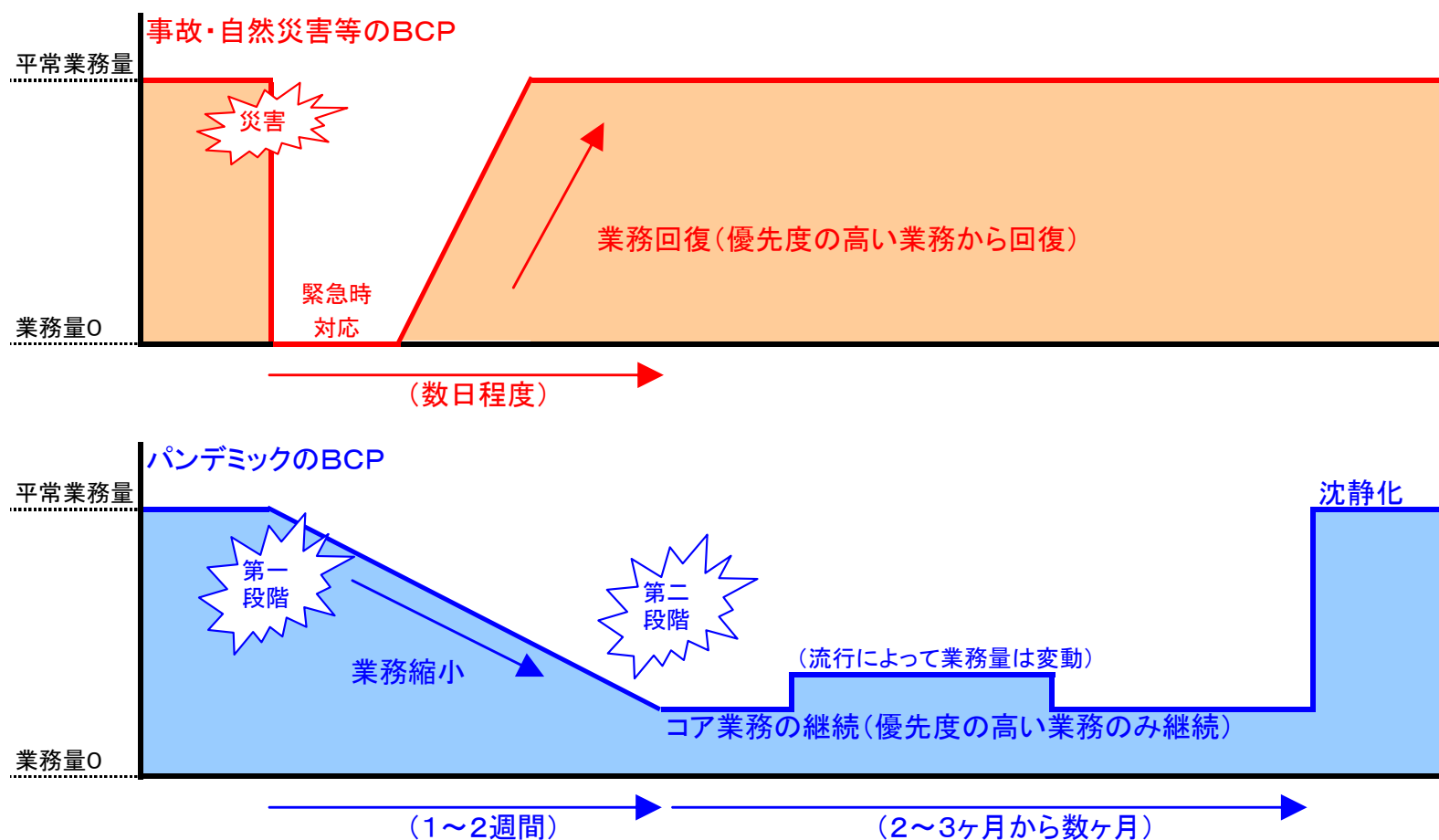
- ①事業継続力強化の必要性の認識
- ②脅威と発生時の被害発生認識
- ③必要な事前対策（防災+事業継続、訓練の実施を含む）の抽出と実施計画策定
- ④初動対応体制と行動プロセスの明確化  
（人命安全確保～被害状況把握～顧客報告）

対策の実施と訓練による改善

（出典）中小企業庁

# BCP対策の強化に向けて

- 事業継続マネジメント(BCM/ Business Continuity Management)は経営手法の一つ。この具体的な計画が事業継続計画(BCP/ Business Continuity Plan)である。※業務継続計画ということもある
- 事故や災害などの発生に伴って業務活動が中断した場合に、各業務を目標として設定した時間（目標復旧時間）内に再開できるように、計画・準備すること。





ご清聴ありがとうございました

